

---

プロジェクト ASAF 対応

項目 保険契約

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 9 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議について、資料の概要を説明した上で、9 月 12 日に開催された保険契約専門委員会で頂いた意見を踏まえて作成した ASAF 会議への対応方針 (案) を紹介することを目的としている。
2. 今回の ASAF 会議では、国際会計基準審議会 (IASB) スタッフから有配当契約及び経過措置に関する個別の論点について説明がされた上で、ASAF メンバーの見解について照会される予定である。なお、有配当契約に関する議論においては、ASAF 会議向けに作成された資料 (パワーポイントのスライド資料) が示されているほか、2014 年 6 月及び 9 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパーが参考資料として示されている。
3. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

## II. ASAF 会議資料の概要

4. ASAF 会議資料は、次の項目から構成されている。
  - (1) これまでの ASAF 会議における議論
  - (2) 有配当契約
    - ① IASB における審議の要約
    - ② ASAF メンバーへの質問
  - (3) 経過措置
    - ① 改訂 ED の提案とフィードバック
    - ② ASAF メンバーへの質問

### (1) これまでの ASAF 会議における議論

5. 2013 年 9 月の ASAF 会議で改訂 ED 提案の概要が説明された後、2014 年 3 月及び 6 月の ASAF 会議において各論点について ASAF メンバーによる議論が行われている。ASAF 会議におけるこれまでの審議事項と、その後の IASB での暫定決定等は以下のとおりである。

(2014年3月のASAF会議)

審議事項	IASBによる暫定決定
割引率変動の影響に関する表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>割引率変動の影響を純損益か OCI に表示することをポートフォリオ単位での会計方針の選択で認める。</li> </ul>
リスク調整についてのアンロック、及び過去に認識した損失の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク調整と将来キャッシュ・フローの現在価値に関する現在の見積りと従前の見積りの変動について、契約上のサービス・マージン (CSM) をアンロックする。</li> <li>将来のサービスに係る見積りの有利な変動は、過去に損失として認識した範囲で純損益に認識する。</li> </ul>
保険契約収益及び費用の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は獲得した収益及び発生した費用を包括利益計算書に表示しなければならない。また、収益からは投資要素を除外して表示する。</li> <li>保険料情報は、当該情報が広く理解されている収益の概念に合致しない場合、包括利益計算書に表示してはならない。</li> </ul>

(2014年6月のASAF会議)

審議事項	IASBによる暫定決定
(有配当契約) <ul style="list-style-type: none"> <li>有配当契約に別個のモデルを適用すべきか</li> <li>基礎となる項目から得られるリターンของบริษัท持分に関して CSM を調整するか</li> <li>保険契約に内包されたオプションと保証の価値の変動についての会計処理</li> </ul>	IASB は、有配当契約の会計処理について、結論を出していない。

## (2) 有配当契約

(背景)

- 有配当性によって、保険契約者に対する支払は基礎となる項目のリターンに応じて変動することになる（企業は、保険料で購入した資産の投資リスクの一部を保険契約者とシェアする）。
- IASB の有配当契約に対するアプローチは、有配当契約以外の保険契約に関するこれまでの暫定決定事項について、どのような修正が必要になるかを検討することである。

**(有配当契約の論点の概要)**

8. 有配当契約の主な論点は、次の通りである。
- (論点 1) キャッシュ・フローの分割を行うべきか。
  - (論点 2) 基礎となる資産が純損益に与える影響を相殺するために、保険契約負債の調整を行うべきか。(質問 1 参照)
  - (論点 3) 純損益に認識する金利費用をどのように算定すべきか。(質問 2 参照)
  - (論点 4) オプションと保証に関する履行キャッシュ・フローの変動について、どのように会計処理を行うべきか。
  - (論点 5) 有配当契約において、CSM をどのように純損益に認識すべきか。
9. 上記論点のうち、ASAF 会議では論点 2 及び論点 3 のみが質問項目とされているため、以下では当該論点についてご説明する。

**(論点 2) 基礎となる資産が純損益に与える影響を相殺するために、保険負債の調整を行うべきか (質問 1 関連)**

10. IASB は、2014 年 6 月の教育セッションで、基礎となる資産の保険者持分の変動が「黙示的な管理手数料」とみなせる場合にのみ、同変動を CSM で調整することについてスタッフに検討するように指示した。なお、「黙示的な管理手数料」とみなせる場合とは、次のすべてを満たす場合をいう。
- (1) 保険契約者に引き渡されるリターンは、企業が保有する基礎となる項目から発生する（これは、企業が当該基礎となる項目の所有を要求されているかどうかや、企業が保険契約者への支払に裁量権を有しているかどうかに関わらない）。
  - (2) 企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能）がある。
  - (3) 保険契約者は基礎となる項目のリターンのうち重要な部分(substantial share)を受け取る。
11. 本論点については、2014 年 6 月の IASB 会議（教育セッション）のアジェンダ・ペーパーにおいて、以下の分析が行われている。
- (1) 基礎となる項目からのリターンの保険者持分については、これを、黙示的な資産管理手数料とみる考え方と、基礎となる項目に対する保険者の経済的便益とみる考え方がある。このうち、いずれの考え方をとるかによって、基礎となる項目の保険者持分の見積の変更の会計処理が異なりうる。

内容	黙示的な資産管理手数料	保険者の経済的便益
性格付け	資産管理サービスに対する対価である。 基礎となる項目の成績に基づ	投資のリターンである。 基礎となる項目に対する保険者の経済的便益である。

	く明示的な資産管理手数料と経済的に近似する。	
基礎となる項目の保険者持分の見積りの変更の会計処理	CSM で調整して、資産管理サービスの提供に応じて純損益に認識する。	通常の投資リターンに準じて、金融商品の会計基準における要求事項に従って処理する。

(2) 黙示的な資産管理手数料が存在するかどうかの判断については、保険契約者へのキャッシュ・フローと基礎となる項目の関係に基づいて、~~別紙2に記載の~~分析を行っている。分析の結果、IASB スタッフは、次の項目を黙示的な資産管理手数料が存在すると判断する上で要件とすることを提案している。

- 基礎となる項目の保有
- 企業が留保しなければならない留保金額
- 参加の程度（企業が保険契約者に引き渡す金額）

### （論点 3）純損益に認識する金利費用の決定（質問 2 及び質問 3 関連）

12. 当該論点は、2014 年 6 月及び 7 月の IASB 会議（教育セッション）で検討されたが、9 月の IASB 会議（教育セッション）で改めて検討されるため、以下では 9 月の IASB 会議（教育セッション）のアジェンダ・ペーパーの内容をご説明する。
13. 9 月の IASB 会議（教育セッション）のアジェンダ・ペーパー<sup>1</sup>の構成は、次の通りである。

番号	内 容
5A	純損益に金利費用を表示するための簿価利回り法と実効金利法
5B	簿価利回り法と実効金利法に関する設例
5C	有配当契約における OCI の使用
5D	純損益に表示する金利費用を決定するために簿価利回り法は必要か

#### ① 純損益に金利費用を表示するための簿価利回り法と実効金利法 (AP5A 及び 5B)

##### （簿価利回り法）

14. 簿価利回り法を適用する目的は、保険負債と基礎となる項目に経済的にマッチする関係がある場合に、保険負債で計上する金利費用と基礎となる項目の金利収益の間の会計上のミスマッチを削減することである。

<sup>1</sup> これらは、2014 年 9 月の IASB 会議（教育セッション）のアジェンダ・ペーパーの 2A から 2D である。

15. 簿価利回り法は、以下のステップで行う。

- (1) 基礎となる項目の特定 (ステップ 1)
- (2) 簿価利回りの計算方法の決定 (ステップ 2)
- (3) 保険契約の全期間をカバーするイールド・カーブの構築 (ステップ 3)
- (4) 当初認識時点で、損益 (金利費用) を表示するための金利 (簿価利回り) と財政状態計算書での測定のために使用する金利 (市場金利) が異なるときの差額の消去 (ステップ 4)

16. このうち、ステップ 2 の簿価利回りの計算方法は以下の通りである。

資産の種類	簿価利回りの計算方法	IASB スタッフの評価
FVPL で測定される資産	現在の利回り。保険負債の測定に用いる現在の金利でも近似値として有効と考える者もいる。	基礎となる項目への依存性を反映して保険負債の金利が更新されているならば、保険負債の金利でも近似値として有効。
償却原価又は FVOCI で測定される金融商品	債券の実効金利。売却や再運用時は、それらを反映させる。	会計上のミスマッチを解消する。減損の反映は困難かもしれない。
FVOCI で測定される持分証券	期待配当率、又は、流動性のないリスク・フリー金利	会計上のミスマッチの解消は困難。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク・フリー金利は、配当の特性を反映しない。</li> <li>・期待配当率を使用する場合は、配当の流列とともに、持分証券の原価ベースの簿価を追跡することが必要となる。</li> <li>・保険契約者への支払には売却利得も含まれる場合が多いが、期待配当率はそれらを反映しない。</li> </ul>
原価ベースで測定される投資不動産	予想賃料 (予想デフォルトを調整) を反映した金利、	・リスク・フリー金利は、賃貸収益の特性を反映

資産の種類	簿価利回りの計算方法	IASB スタッフの評価
	又は、予想賃料の計算が複雑すぎる場合はリスク・フリー金利	しない ・賃料のみがシェアされる場合、予想賃料を反映した金利は会計上のミスマッチを解消する。キャピタルゲインもシェアする場合は、会計上のミスマッチの解消は困難。
企業収益をシェア (投資業績、危険差益、費差益の合計)	投資からの予想収益のみを使用するという者もいる。	基礎となる項目の全てを反映した割引率(例えば、営業利益を営業資産で除したもの)を計算する必要がある。

17. また、ステップ4に関しては次の通りである。

- (1) 基礎となる項目が、新規に購入した資産ではなく、従前の保険契約者から受領した保険料で購入した既存の資産の場合(基礎となる項目を「相続」した場合は、基礎となる項目の運用利回り(これが簿価利回りとなる)と当初認識時点の市場金利に乖離が発生する。
- (2) この場合に、損益計算のための保険負債額を簿価利回りで計算すると、市場金利で測定される財政状態計算書に表示する保険負債額との間に差額が発生してしまう。これは Day 1 に OCI が発生することを意味するが、このようなことは IFRS の一般原則に反することとなる。
- (3) そこで、Day1 OCI 発生回避のために、当初認識時は、市場金利で損益計算上の保険負債額を求める。この場合、翌期(Day2)に、損益計算に使用する金利を市場金利から簿価利回り法の金利に切り替えるので、Day2 にその金利差額が純損益に計上されることになる(キャッチ・アップ修正)。

18. スタッフは、以下の通り、簿価利回り法は会計上のミスマッチを最小化できる場合にのみ適用すべきと考える。

- (1) FVOCI で測定される持分証券、又は、原価ベースで測定される投資不動産(キャピタルゲインもシェアされる場合)には適用すべきではない。
- (2) 償却原価又は FVOCI で測定される負債性証券(減損も反映する場合)、原価ベースで測定される投資不動産(賃料のみをシェアする場合)、又は、FVPL で測定される項目には適用してもよい。

- (3) 当初認識時点では、簿価利回り（損益計算に使用）は市場金利（保険契約の測定）にあわせる。差がある場合は、翌期（Day2）にその差額が純損益に計上されることとなる（キャッチ・アップ修正）。

**（実効金利法）**

19. 実効金利法には、平準イーールド法<sup>2</sup>と予想予定利率法<sup>3</sup>がある。資産の投資収益と保険の金利費用のミスマッチを削減するために、予想予定利率法（保険契約者勘定へ貸記する予定の金額に基づいた金利）を使用すべきである。

**② 有配当契約における OCI の使用及び使用する割引率 （AP5C 及び 5D）**

**（有配当契約における OCI の使用）**

20. 有配当契約以外の契約に対しては、投資業績と引受業績を峻別すること、及び、会計上のミスマッチを削減するために、割引率変動の影響を OCI で表示することを会計方針選択として認めている。この理由付けは有配当契約においても当てはまるので、有配当契約においても、割引率変動の影響を OCI で表示することを会計方針選択として認め~~て~~ることとする。

**（有配当契約に使用する割引率）**

21. 有配当契約において、金利変動の影響を OCI で表示することを選択した場合、割引率は次の通りとする。

- (1) 基礎となる項目に連動するキャッシュ・フローが、契約期間にわたって保険契約者への給付全体の中での重要な部分でない場合は、有配当契約以外の契約に適用するOCI手法と同じ手法を適用する。即ち、金利費用計算には、当初認識時のロックイン金利を使用する。

- (2) 基礎となる項目に連動するキャッシュ・フローが契約期間にわたって保険契約者への給付全体の中での重要な部分である場合（簿価利回り法が適用できるかもしれない場合も含めて）は、金利費用の計算は実効金利法で行うべきである。すなわち、簿価利回り法の使用は許容しない。

22. 有配当契約において、簿価利回り法を使用せず、実効金利を使用する理由は次の通りである。

- (1) 簿価利回り法も実効金利法も長所・欠点がある。

- ① 簿価利回り法は複雑であることに加え、Day2 でのキャッチ・アップ修正と

<sup>2</sup> 将来キャッシュ・フローと当初認識時の保険負債の帳簿価格を等価とする割引率（内部収益率）。次に改訂されるまで1本の金利が適用される。

<sup>3</sup> 予想予定利率（これは、資産側の予想運用利回りを反映して、各期に契約者勘定残高に貸記すると予想される金額が絶えず修正されることを反映して算定する）に基づいて実効金利を決定する。期によって実効金利は異なる

いう問題がある。

- ② 実効金利法は、簿価利回り法に比べて会計上のミスマッチの解消効果が小さい。
- (2) 簿価利回り法が適用できる有配当契約は、実効金利法が適用できる有配当契約の部分集合である。すなわち、簿価利回り法を適用しなくても、実効金利法で賄える。
- (3) 簿価利回り法を認めると会計基準全体としての複雑性が増す。
- (4) これらを総合的に勘案して、有配当契約においては、簿価利回り法を使用せず、実効金利を使用することとする。

	簿価利回り法	実効金利法
算定方法	算定方法が複雑である。	簿価利回り法と比較すると、算定方法が容易である。
対象範囲	狭い（簿価利回り法を適用しなくても、実効金利法で賄える）。	広い。
会計上のミスマッチ	削減効果が大きい。	削減効果が小さい。
Day2 でのキャッチ・アップ修正	発生する。 利用者の理解が困難。	発生しない。
総合評価	簿価利回り法を認めると会計基準全体としての複雑性が増すこと等も勘案して、簿価利回り法を認めないこととする。	

### (3) 経過措置

(改訂 ED における提案内容)

23. 経過措置に関して、改訂 ED は次の内容を提案していた。

- (1) 企業は、表示する最も古い期間の期首現在で次のような計算をしなければならない。
- ① 保険契約の各ポートフォリオを履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージン (CSM) の合計額で測定する。
  - ② 表示する最も古い期間の期首現在のキャッシュ・フローに関して、当初認識時からの割引率変動の累積的影響額を OCI 累計額に認識する。
  - ③ 無形資産の定義を満たさないもの（繰延新契約費など）の認識を中止する。

(2) 実務上可能であれば、CSM及びOCI累計額を遡及計算しなければならない<sup>4</sup>。実務上不可能であれば、企業は次のような方法で簡便的に遡及適用を行う。

項目	簡便的な遡及方法
当初認識時点の期待キャッシュ・フロー	表示する最も古い期間の期首現在の期待キャッシュ・フローの金額を、当初認識時点と表示する最も古い期間の期首との間に発生したことが判明しているキャッシュ・フローにより調整した金額と仮定する。
当初認識時点のリスク調整	表示する最も古い期間の期首現在で測定されるリスク調整と同じ金額で見積る。
当初認識時点の割引率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 観察可能なイールド・カーブが存在し、これが移行日前の少なくとも3年間について、本基準に基づいて見積ったイールド・カーブに近似していれば、当該観察可能なイールド・カーブを用いて見積る。</li> <li>• 近似した観察可能なイールド・カーブが存在しない場合は、観察可能なイールド・カーブと本基準に基づいて見積ったイールド・カーブとの間の平均スプレッド（移行日前の少なくとも3年間の平均）を算定し、当該スプレッドを当該観察可能なイールド・カーブに適用することにより見積る。</li> </ul>

**(改訂 ED に対するフィードバック)**

24. 大半のコメント回答者は、改訂 ED で提案された遡及適用の考え方が、比較可能性の観点で2010年EDの提案内容を大きく改善していることから、原則として支持した。
25. しかしながら、コメント回答者は、次の点に対処するために、遡及適用が実務上不可能な場合にさらなる簡便化を提案した。
- (1) 過去のキャッシュ・フロー情報（特に、新契約費）が不足している点。
  - (2) 当初認識時の割引率の算定方法が不明確な点。移行日時点の OCI 累計額の算定方法の複雑さ。
  - (3) 当初認識時におけるリスク調整の過大表示に対する懸念。

<sup>4</sup> 2010年EDでは、移行日時点の有効契約のCSMを認識しないこととされていた。

(4) 移行日時点のポートフォリオの算定方法を簡便化する必要性。

26. また、一部のコメント回答者からは、投資業績では損失が生じているものの、引受業績も含めた契約全体では利益をもたらす契約の実態が正しく描写されない点への懸念が示された。

#### (4) ASAFメンバーへの質問事項

27. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、次の点が質問されている。

	質問事項
質問 1	資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせる状況に関する IASB の方向性に同意するか。同意しない場合、どのような状況か。
質問 2	簿価利回り法の適用範囲の限定に関する IASB の方向性に同意するか。同意しない場合、どのように範囲を限定することが考えられるか。
質問 3	9 月の IASB 会議アジェンダ・ペーパー (2A から 2D) の OCI アプローチに関するスタッフ提案及び暫定決定事項に同意するか。
質問 4	経過措置に関する改訂 ED の提案内容に関して、さらなる簡便化が必要と考えるか？ そのように考える場合は、どのような簡便化を提案するか？ (その理由も含めて)
質問 5	改訂 ED の提案内容を適用するための十分なデータがない場合に、IASB は、移行日時点の CSM を算出する代替的な方法を示す必要があると考えるか？ (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 移行日時点の CSM をゼロとする。</li> <li>• 移行日時点の公正価値を用いて CSM を算定する。</li> <li>• 移行日時点において、同等の条件で契約を締結する場合に、企業が保険契約者に課す保険料を用いて CSM を算定する。</li> </ul>

### III. 保険契約専門委員会で示された主な意見

28. 9月12日に開催された保険契約専門委員会で示された主な意見は、次のとおりである。

#### (有配当契約)

- IASB が、収益認識基準及び金融商品基準を所与のものとして、保険契約基準の検討を進めている点に議論の限界を感じている。
- 引受活動に関する将来分の収益のみが負債（CSM）として認識されることが、問題の源泉であり、この問題が有配当契約の場合に特に顕在化するので、この問題点を IASB に伝えていただきたい。
- 有配当契約は国によって様々であるため、簿価利回り法の適用範囲を限定すると、特定の種類の有配当契約のみに適用されることによって不公平も生じるので、簿価利回り法の適用範囲は限定すべきではない。

#### (経過措置)

- 日本の生命保険会社の場合は、IASB が提示している測定モデルに問題を抱える中では、少なくとも移行日時点においては、公正価値で CSM を測定せざるをえないと考えている。IASB もスライド資料の中で例示している点を踏まえると、検討の余地があるはずであり、この点については、発言して頂きたい。
- IASB で現在、検討されている保険契約の測定モデルによる情報では、保険会社の企業価値の指標として広く用いられているもの（Embedded Value など）と大きく乖離する可能性があり、情報としての有用性に疑問を感じている。本来的には、測定モデル自体に起因する問題であるものの、移行日時点の公正価値を用いて CSM を測定することによって、投資家に対して日本の保険会社の経済実態を正しく示すことができるのではないか。

### IV. ASAF 会議への対応方針（案）

#### (1) 有配当契約

質問 1：資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせる状況に関する IASB の方向性に同意するか。同意しない場合、どのような状況か。

#### (発言の方向性案)

29. 「資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせる状況」を前提とした分析だけでなく、幅広く普及している有配当契約の会計モデルに対する検討も行っていくべきであると考え。前回の会議でも申し上げたが、有配当契約には、国、

地域により様々な形態があり、従って、有配当契約の会計モデルは、これら様々な形態の契約を念頭において開発されるべきであると考えている。例えば、我が国の生命保険会社が扱っている有配当契約は、利差益、危険差益、及び費差益の合計を原資として保険会社が裁量権を持って保険契約者に配当を行うもの（3 利源配当型有配当契約）が主流である。

30. しかしながら、本質問は種々の有配当契約のうち、「受け取った保険料を資産に投資して、その資産のリターンをシユアするタイプの有配当契約」であるいわゆる投資契約型有配当契約のみを対象としているように見受けられる。我が国で一般的な 3 利源配当をベースとする裁量権のある有配当契約は、諸外国においても比較的一般的という指摘もあるが、こうした保険商品について IASB では十分な検討が行われておらず、どのような会計処理が適切かについて検討が必要と考えられる。

(参考) 質問事項と有配当契約との関係

対象 範囲	有配当契約		
	受取った保険料を資産に投資して、その資産のリターンをシユアするタイプの有配当契約（利差配当）		左記以外（3 利源配当等）
条件	資産管理手数料とみなせる場合 その条件が質問されている	左記以外	本質問の対象外
保険者 持分	CSM で調整することが想定されている	本質問 の対 象 外	
契約者 持分	本質問の対象外		

質問 2 : 簿価利回り法の適用対象範囲の限定に関する IASB の方向性に同意するか。同意しない場合、どのように範囲を限定することが考えられるか。
質問 3 : 9 月の IASB 会議アジェンダ・ペーパー（2A から 2D）の OCI アプローチに関するスタッフ提案及び暫定決定事項に同意するか。

(発言の方向性案)

31. 質問 2 と質問 3 は相互に関連しているため、一括して回答することとしたい。
32. IASB より 9 月 12 日に送付された ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー 5A から 5D では、簿価利回り法と実効金利法を比較検討の結果、一定の条件をみたす有配当契約に対して実効金利法の適用を要求する一方、有配当契約に簿価利回り法の使用を認めないことを提案している。その理由として、簿価利回り法には実効金利法に比して計算が複雑であること、Day2 キャッチ・アップ調整という欠点があることなどを挙げ

られている。しかし、我々は、アジェンダ・ペーパーにおける簿価利回り法と実効金利法の比較は必ずしも十分には行われていないと考えている。本件は、両手法の比較再検討を適切に行ったうえで判断すべきと考えている。

33. 具体的には、まず、簿価利回り法は実効金利法に比して計算が複雑であるとされている点である。資料を入手してから短期間のため、我が国の市場関係者を交えた十分な検討はできていないが、我々は予想予定利率法に基づいて実効金利を計算することは簿価利回り法の計算と比較して、同じ程度に複雑ではないかと考えている。予想予定利率法に基づく方法では、契約者勘定残高に貸記すると予想される金額及びタイミングを反映して将来キャッシュ・フローを見積もり、それらを保険契約負債の帳簿価格を等価とするように実効金利を調整して算定することとなる。この手続きは複雑であり、予想予定利率法に基づく実効金利法と簿価利回り法は複雑さにおいて大差はないと思われる。
34. 簿価利回り法にはDay2 キャッチ・アップ修正という欠点があると指摘されているが、会計上の mismatches の解消という点では評価できる点もある。他方、予想予定利率法に基づく実効金利法のベースとなる契約者勘定残高に貸記すると予想される金額及びタイミングは、主観的で恣意的になる懸念があるのではないか。また、簿価利回り法での検討と同様、基礎となる項目を「相続」した場合、予想予定利率法に基づく実効金利法においてどのように金利を算定するかなども検討する必要があると考える。したがって、実効金利法については、これらの点も、引き続き、検討していただきたいと考える<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup> ASAF 会議での議論の展開によっては、以下の点を追加でコメントすることが考えられる。

- ① 簿価利回り法の対象範囲は EY の対象範囲の部分集合であり、従って、簿価利回り法の対象となる取引は実効金利法が適用できるとされている。しかし、簿価利回り法の対象となる取引を適切に処理するためには、基礎となる項目側で純損益を認識するタイミングと契約者勘定残高に貸記するタイミングを一致させて実効金利を算定する必要があると思われる。実効金利法と言いながら、実質的に簿価利回り法と変わらない手続きが必要となるのではないか。
- ② AP2B の設例 5 では、資産の Duration が不一致な場合でも簿価利回り実効金利で結果はほぼ一致するとしている。しかし、この結論は、「簿価利回り法は Duration が不一致の場合に最も効果を発する」という一般の理解に反する。予想外の結果となるのは、設例において簿価利回り法と同じ効果が出るように実効金利の計算前提を置いているからであると考えられる。これでは、実効金利と簿価利回りの比較として不適切であり、誤解を招く可能性がある。

## (2) 経過措置

質問 4：経過措置に関する改訂 ED の提案内容に関して、さらなる簡便化が必要と考えるか？そのように考える場合は、どのような簡便化を提案するか？  
(その理由も含めて)

質問 5：改訂 ED の提案内容を適用するための十分なデータがない場合に、IASB は、移行日時点の CSM を算出する代替的な方法を示す必要があると考えるか？

### (発言の方向性案)

35. 改訂 ED に対するコメント・レターにも記載したとおり、保険契約は長期間に及ぶことが多いため、我々は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して保険契約負債の残高について遡及計算することは実務上極めて困難な場合があると考えている。このため、我々は、原則的な取扱いと近似した結果が合理的に見込まれる方法の場合、原則的取扱いから修正した方法の適用を認めることに同意する。これには、例えば、移行日時点で既に消滅している契約については考慮せず、移行日時点で有効な契約について最新の情報に基づいて見積計算する方法が含まれると考える。
36. なお、特に我が国の金融市場の環境（超長期の保険契約が多く、当初認識時点と比べて移行日時点の金利水準が大きく低下している）を踏まえると、IASB で現在、検討されている保険契約の測定モデルによる情報では、保険会社の企業価値の指標として広く用いられているもの（Embedded Value など）と大きく乖離する可能性があるとして指摘されている。このため、我が国の財務諸表利用者及び財務諸表作成者からは、財務情報としての有用性に対して疑問が示されている。当該懸念は、本来的には測定モデル自体に起因するものであるが、当該影響を小さくするためには、少なくとも移行日時点においては、公正価値を用いて CSM を測定することが許容されることが望ましいとの見解が示されている。

以 上